

松江家庭裁判所委員会（第27回）議事概要

第1 日時

平成26年3月4日（火）午後1時30分～午後4時00分

第2 場所

松江家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員長）山寄和信

（委員）安達 亨，河村 浩，桐山香代子，長野正夫
野津富士男，堀江正俊

（五十音順敬称略）

（説明者）山頭事務局長，鬼頭首席家庭裁判所調査官，大内首席書記官

（庶務）藤井総務課長，伊藤総務課課長補佐，吉田庶務係長

第4 議事

1 「家事調停制度について」説明 大内首席書記官

2 DVD視聴「はじめての家事調停」

3 意見交換「家事調停制度について」

別紙のとおり

4 「調停委員の選任について」説明 藤井総務課長

5 意見交換「調停委員の選任について」

別紙のとおり

6 次回の意見交換テーマ

少年事件の動向について

7 次回開催日時

平成26年9月9日（火）午後1時30分

(別紙)

【家事調停制度について】

委員長：職員からの説明やDVDを御覧いただいたが、家事調停についての御意見、御感想をお聞かせいただきたい。

A委員：申立人と相手方を平等に扱うことや、感情移入をしてはいけないことが、非常に難しいと感じた。根気強く話を聞き出すということは、非常に難しいことだと思えた。

委員長：B委員から、代理人としての立場から日頃、対調停委員について感じていることなどがあれば、お話いただきたい。

B委員：調停は話合いの場であることを依頼者には何回も説明するが、なかなか最初の頃は分からない方もいる。裁判官と調停委員の違いを理解できていないこともある。話合いだということが分かってくると、代理人が横に付いていても、自分の言葉で調停委員に訴えたりすることもできて、調停委員とのコミュニケーションがうまくいったこともある。

当事者から話を聞く時間について、申立人は、自分の考えをまとめてから申立てをすることが一般的で、代理人がいなくても、申立人本人が何を聞かれるか想像できるし、何を話すか決めていることが多いが、相手方は突然調停を申し立てられたのであるから、1回目や2回目の調停において、相手方の話を聞くことに時間を割かれているように感じることも仕方がないと思う。

C委員：調停事件の割合グラフを配布されたが、10年前と比べて変化があるか教えていただきたい。

説明者：10年前のデータは取っていないが、ここ二、三年の傾向は大体この割合でおおむね推移しており、特に大きな変化はない。

C委員：調停がどのようなものであるか何となく想像していたが、改めてDVDを視聴して、非常に大変だと感じた。それと、時間が取れないと調停委員として対応できないという印象を持った。調停委員全員がそうなのか分からないが、

DVDの中では、非常に穏やかな口調で話をされていた。DVDのように自分の考え方、個人の考え方を押さえて、自然な形で話ができる方を選任していくことは非常に難しいことではないかと感じた。

それと、1つの調停で、期日は何回程度行うのか。

説明者：事案により様々だが、大体3回ぐらいを目安として行っている。

C委員：DVDの場合だと、双方の主張により、どちらかというとな離婚ありきで進んでいくような印象を受けたが、調停を進めるうちに、離婚するのをやめましたというように、趣旨が変わっていったケースはあるのか。例えば、子どもの話などしていく中で、子どものためにもう一度考え、やり直すようなケースというものはあるのか。

説明者：いろいろなケースがあるが、離婚調停を裁判所に申し立てるということは、いろいろな決意があって申し立てることが多く、離婚が難しそうだからとか、調停の中で、子どものことなどを考えて、元のさやに収まるということは、多くない。ただ実際に、子どもの状況や、お互いの意見の違いから考えて、今離婚するのは難しそうだが、訴訟提起して争うところまではいかないような場合、もうしばらく別居状態を継続し、子どもたちの様子を見ながら考えてみようということ、そのような内容での調停がまとまったり、あるいはいったん取り下げるということはある。

C委員：調停委員は民間人といっても相当専門知識がないと対応できないと思われるが、人選は、専門知識の有無を重視しているのか。

説明者：一般的に調停委員に求められる執務能力は、法律知識、一般常識、それから調停技法の3つが挙げられると言われている。法律知識については、法律家ほどの専門的知識は求められていないが、調停を進めていく上で、合理性を持った解決を図るためには、一定の法律知識は必要であると言われている。また一般常識については、申立人等の多様化する価値観、あるいは異なる世代の気持ちを理解できる柔軟な感覚というものが必要であるほか、幅広い一般教養、

あるいは情報の収集が必要だろうと言われている。さらに、調停の技法は、経験、あるいは研修や研究会を通じて修得していくということになるが、この中でも経験が非常に重要だと思われる。

D 委員：調停委員は大変な仕事だと思った。どんな場面においても双方を平等に取扱い、双方の思いや意見を大切にされていると感じた。法律のことも勉強しないとできないと感じた。

ところで、調停は調停委員2人で行うことになっているのか。

委員長：調停委員は大体男女のペアであることが多い。

D 委員：例えば状況によっては3人ということもあるのか。

説明者：遺産分割調停等、複雑困難な事件で3人の場合もあるが、一般的な事件は大体2人でやっている。

委員長：調停委員会は裁判官1人と調停委員2人で構成されるが、実際に調停手続を進めるのは、2人の調停委員であることが多い。

E 委員：調停委員は、申立人や相手方の話を冷静に聞いて、調停を進めていると感じた。それと、核家族化が進む中、誰が親の面倒を見るかといった問題が、今後ますます多くなるのではないかと思う。

委員長：F委員は、普段、民事の和解をされることも多いと思うが、そういった経験を踏まえて家事調停について、感想があれば伺いたい。

F 委員：民事裁判では、和解という手続があり、訴訟で最終的に判決をする前には、必ず当事者の合意に基づく解決を一度は試みている。その際、DVDの中にもあったが、裁判官は、訴訟になったときにどういう結論になるかということや、常に考えながら、当事者の合意で解決することができないかということを目指している。DVDの中で、人事訴訟になったときに、最終的に、裁判官が申立人を親権者とする方向で調整したらどうかというようなアドバイスをする場面があったと思うが、あれは裁判官らしい考え方だと思う。和解や調停は、法律でくみ上げられない当事者の状況、あるいは立場、気持ちなどをくみ上げ

つつ、当事者心理に即した合意による解決を目指すので、そういった点では、今回DVDの中で示されているような、相手方の気持ちにも十分配慮した上で、当事者の合意を促進していくことは、素晴らしいことだと思う。訴訟では、時間を掛けて、かつ、その訴訟の見通しを踏まえながら、当事者の立場にも配慮しつつ、紛争解決を目指すべきであるが、訴訟上の和解は裁判官1人がやるので、裁判官自らそういったところまで気を配りながら話を十分聞いて、紛争の解決を行うというのは、かなり難しい。普段から十分注意しているが、事件の数も多く、そこまで十分配慮が行き届かないところも確かにあろうかと思っており、今回DVDを拝見させていただいて、やはり調停委員会による調停は素晴らしい制度だということを改めて実感した。

C委員：DVDを見て、調停委員と当事者が、非常にいい距離感で着席していると感じた。調停室の椅子やテーブルの配置は、計算された距離感なのか。

説明者：計算されたかどうか分からないが、大体どこの裁判所でも、通常の調停室は、家裁調査官が個別に面接をするときの調査室の距離よりも、もう少し離れている。そして、DVDにあるような四角又は、少し丸い感じのテーブルで話をすることが多い。

【調停委員の選任について】

委員長：課題の1つとして、調停委員候補者をどのようにして確保するかということが挙げられるが、このことについて、御意見を伺いたい。例えば、こういう所に当たってみてはどうかとか、適任者を得るためにはどうしたらよいかということについて、御意見をいただきたい。

D委員：民生委員としても、地域住民の職業等の個人情報が入りまじり、今一番苦労してるところである。県庁あるいは市町村役場の人事担当者との連携が取れば、多様な情報を収集できるのではないか。関連団体に推薦依頼をして、推薦できないこともないが、少し難しいと思われる。

E 委員：年齢の上限が70歳となっているが、今日寿命も延びており、上限を上げてもいいのではないか。先ほど、人事情報という話が出たが、どうしても個人情報保護法がネックになっているのではないか。

それと、40代、50代の調停委員の方の職業と、兼務されてるかどうかについて伺いたい。

説明者：40代、50代の方は、職業をお持ちの方で、普通の会社勤めの方や、公務員の方は難しく、選任されていない。例えば宗教家の方であれば40歳や50歳の方もいるが、会社勤めの方は、DVDにあったとおり、度々調停事件のために裁判所に来ることが難しく、お願いできないことになる。

C 委員：DVDにあったような調停委員の資質のある方を探すことは、非常に難しいし、職務経験などを持ってないといけないと思う。先ほど発言があったように、民生委員の方でも個人情報をなかなか把握できない現状がある。一方、行政に関わる人は、いろいろな会合もあり、個人情報を把握しやすい環境におり、そういった人を利用するのも1つの方法ではないか。何より、現在の調停委員からの紹介という形が一番よいのではないか。

B 委員：各職域団体などからの推薦がどんどん出てきていると思っていた。候補者を見付けていくことが難しいという認識は全く持っておらず驚いた。確かに、現調停委員の紹介というのは、どういう仕事をするのか説明しやすいので、候補者を確保するにはよいと思うが、だんだんそういうことも少なくなっていくのではないか。弁護士会としては、会の内規に従って推薦をすることになる。

委員長：弁護士としていろいろ情報をお持ちだと思うが、その中から適任者を推薦していただくことは難しいか。

B 委員：例えば、元の依頼者などが考えられるが、私個人の話としては女性事件や借金の事件が多く、元依頼者といっても調停委員にはなじまないと思う。

委員長：直接の依頼者でなくても、弁護士会の中には、他機関の各種委員などをされたりする方もいると思うが、そういう方面の情報から候補者を探すことは

難しいか。

B 委員：会社の顧問や各種団体とのつながりがあれば，話が発展していく可能性はあるかもしれない。

C 委員：適当かどうか分からないが，ホームページで，候補者を募集したりしないのか。何百人と候補者が来た場合，適性を判断するのが大変だと思うが，やはりあくまでも，推薦などに頼らざるを得ないということか。

説明者：必ずしも推薦がなければならぬことはないが，従来は推薦が多かったということである。人数は少ないが，自ら希望されて申し込まれた方もいる。

C 委員：調停委員が民間から選ばれ，DVDにあるような仕事をしていることを具体的に知ってる人は，恐らくほとんどいないと思う。その中で調停委員をお願いしましたと言ったときに，分かりましたと言う人はなかなか出てこないのではないか。

説明者：ホームページで募集をしたらどうかという話が出たが，実施している裁判所もあるようだが，その結果までは承知していない。

A 委員：自分のこととして考えると，現役のときに調停委員の仕事はできないと思う。それと，私はロータリークラブに所属しているが，ロータリークラブでは，毎週1回例会を行い，いろいろな方の講話を聴く機会がある。先ほど言われたように，調停委員という存在を，そういう場を利用して話すこともよいのではないか。ロータリークラブにしても，ライオンズクラブにしても，年齢幅が結構あるので，参加者の中にはやってみようと思う方がいるのではないか。当然いろいろな職業の方が属しており，医師や弁護士，それらを引退された方や，会長職の方もいる。そういう方々に説明して，調停委員となることを希望する可能性はあるのではないか。それと，年齢にこだわらなくてもよいのではないか。あと2歳でも延ばせば，すごく余裕が出てくるのではないか。

委員長：話に出たロータリークラブは，毎週あるということか。

A 委員：毎週である。ライオンズクラブは月2回である。

委員長：時間はどのくらいか。

A委員：約30分である。松江市にロータリークラブは4団体，ライオンズクラブは3団体ある。

以 上